

平成28年審査の目標期間の達成状況等について（公表）

平成29年1月19日

● 審査期間の目標及びその達成状況並びに不当労働行為事件の処理状況等について

愛媛県労働委員会は、不当労働行為事件の審査期間の目標を、申立てを受けた日から起算して概ね1年以内としています。

平成28年中の不当労働行為救済申立事件の係属件数は、0件です。

（参 考）

労働組合法第27条の18（審査の期間）

労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。